

全国老施協発第 2221 号
令和 7 年 1 月 8 日

厚生労働省 老健局長
黒田 秀郎 様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会長 大山 知子

特別養護老人ホーム等における利用者の通信環境の整備について

近年、情報通信技術の進展に伴い、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がりつつあり、利用者の生活の質を向上させるために各施設では、Wi-Fi 等の通信環境の整備を行っています。

全国老施協において、会員施設に行った調査の結果、施設内 Wi-Fi の入所者または家族の利用については約 3 割の施設から、利用可能、希望により利用可能という回答が寄せられたところですが、そのうち 97.5%の施設が利用料金を無料としていることがわかりました。しかし、個人情報漏洩は大きなリスクであり、利用者及びその家族に開放するためには、事業者側のセキュリティ管理対策が必要となります。これらの利用者の求めに応じた通信環境の整備については、現行法令上、利用者から応分の負担を徴収することとなるはずですが、自治体や施設にその認識がなく、現状は、大半の施設において、費用を施設による持ち出しでの提供となっております。こうした状況は、施設における利用者向けの Wi-Fi 導入の障壁となっております。

つきましては、時代と共に変化する利用者ニーズへの対応を進める観点からも、利用者向けの Wi-Fi の利用料について、利用者から費用の徴収が可能であることを明確化の上、周知のご検討をお願いいたします。